

ファミリーホーム いちご 令和5年度事業計画

1. ホームの概要

- ① 施設種別 ファミリーホーム
- ② 所在地 〒
大竹市玖波8丁目2-20
- ③ 定員 男女6名
- ④職員構成
 - (1) 養育者（ホーム長、ケアワーカー兼務） 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。
 - (2) 養育者（ケアワーカー） 1名 子どものケア全般に関すること。
 - (3) 補助者（ケアワーカー） 2名 子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

育児困難、育児放棄、不適切な養育を受けている等の様々な事情により、養育が困難な子どもたちが、家庭的な生活を通して、健全な発達、人間関係の構築、他者（特に大人）との信頼関係の構築の支援をすると共に、子どもたちの思いを受け止め安心・安全な生活を送る事で愛されるべき存在である事が実感できるような支援をして行く。

3. 支援方針

- ①個別化
 - 自立支援計画を作成して、子ども一人一人の長・短期目標を設定し、日々の生活や社会体験を通して、子ども自身が主体的に考え、行動できる様に支援して行く。子ども一人一人の発達に応じた支援をして行く。
- ②学習支援
 - 受験等での通塾、みらい塾等への参加を検討する
 - 必要な場合は、随時学習支援を実施
- ③家族
 - 家族再統合を視野に入れて関係機関と連携して、子どもの日々の様子や行事等の連絡調整、また面会、外出、外泊を段階的に分けて実施して行く。その中で、家族再統合の調整もして行く。

4. アフターケア

自立等した子どもに日頃からの連絡・相談のできる態勢作り、いつでも帰省等が出来るような環境・関係作りを日頃からして行く。必要に応じて、家庭訪問等も実施していく。

5. 生活支援

①衣類

衣類は清潔で季節に合ったもの・自分自身を守る事も意識した衣類を提供する。気候、生活場面、汚れ等に応じた着替えや衣類の管理、保管等衣習慣の習得を支援する。また、発達段階や好みに合わせて、四季を通じ、子どもと一緒に衣服を購入する。

②食生活

食事は団欒の場であり、美味しく楽しみながら食事ができるように工夫する。

年齢や嗜好、健康状態等、1人1人に応じて時間や量等に配慮する。料理に合った適温で提供することを心掛け、子どもの発達段階に応じて食文化を身につけることができるよう食育を行う。基本的にケアワーカーが子どもの目の前で調理、配膳、片付けを行い、時には子どもと一緒に行うことで基礎的な調理技術を習得できるようにする。

③住環境

共有スペースを中心にホーム全体がきれいに整備されているようにする。子どもを取り巻く住環境から、そこに暮らす子どもたちが大切にされているという事が感じられるようにする。軽微に限らず修繕は早急に行う。発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除の習慣が身につくように支援する。

安全、安心を感じられる場所となるよう、家庭的な環境でくつろげる環境と子ども1人1人の居場所が確保されるようにする。

④娯楽

様々な場所に外出をして、子ども達の興味を引き出す

6. 入居

入居については、事前に担当児童相談所と協議した上で基本的には受け入れることとする。児童相談所からの一時保護委託やショートステイについては子どもの状況により、空きがあれば受け入れる。

7. 保健・医療

発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。低年齢児については常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事、排せつ等の状況をケアワーカーが把握する。発達段階に応じて、洗面、歯磨き、手洗い等の身だしなみ等は自分で行えるように支援する。

医療機関と連携して1人1人の子どもの心身の健康を管理すると共に、異常がある場合は適切に対応する。

8. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先する。

また、職員会議にて、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応を話し合い、ケアワーカー間で共有し、意識を高める。

さらに、必要に応じて話し合いの場を設けて、子どもの生活における困りごとや提案を聞き修正する取り組みを行い、子どもと話し合っ生活を作るという文化の醸成を図る。

9. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談をホーム長にし、指示を受ける。その後、ホーム長が理事長に報告する。必要であれば救急と警察にすぐ連絡する。事故後は事故報告書を早急に作成し、必要関係機関に送付する。(マニュアル参照)

10. リスクマネジメント

・ヒヤリハットの実施・・・子どもとのかかわりでヒヤリとした出来事・反応やハットとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行うようにする。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハットすればその都度記入していく。

・職員会議等で情報共有し、対応策を検討することで事故防止につなげていく。

・子どもへの虐待、ホーム内での事故、集団感染等、子どもたちの安心・安全が守られるような様々な予防策を徹底する。

以前の性被害の件を考慮し、子ども間、暴力や性被害者を出さない為にも、死角を作らないように配慮する

11. 機関連携

子どもの定期的な面接調整（担当児童相談所等）などを必要に応じて実施する。

学校やアルバイト先と連携を取っていく。

その他、ボランティアの受け入れを行い、学習指導、調理指導、遊びの同伴などを通して、地域に開かれたホームを目指していく。

12. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行う。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人、保護者から同意を得た上で行う。

13. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努める。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第3者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明をする。特に第3者委員の2名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められる。そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第3者委員が夕食を摂ることで少しでも相談しやすい関係づくりに努める。

また、担当児童相談所へ子ども自身が直接電話し苦情を言う等といった子どもと児童相談所の直接的なやりとりを、ホームとして子どもへ奨励する。

14. 職員研修

ケアワーカーはホーム長命により研修に参加する。

ファミリーホーム全国研究大会をはじめとする日本ファミリーホーム協議会が主催する研修、中国・四国ブロックファミリーホーム研修交流会への参加を軸に職員教育を図る。

また、課題意識を向上させ、児童虐待に関する研修を中心に必要な知識技術を学ぶ為の外部研修への参加、自己啓発活動を奨励する。

それに加え、他施設等の見学も実施していく。

15. 会議

月1回全ケアワーカーが集まり職員会議を行う。内容は子どものケアやホーム運営全般のこととする。ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つためにリラックスして話ができる場（茶話会等）を必要に応じて行えるよう日程調整する。

ホームでケース会議を月に一度実施する

16. 防災訓練

毎月1回、避難経路の確認や防災に関する意識を高めるような場を作る。また、年1回、夜間を想定した避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに適切に対応できるようにする。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅速に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を行う。時には、防災研修の参加も検討する。

3年に1度、消防設備点検を実施する

17. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化に努める。子どもがよりよい環境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞き、その都度ケアワーカー間で話し合う。必要な備品があれば、検討し購入する。

18. 住民理解

必要に応じて住民への説明会や自治会・子ども会行事に参加し、ホームと地域の調和・理解を図る。

また、日々の近所の方への挨拶を積極的に行う。

ホームでの子ども食堂の実施を行う。

19. 広報活動

現在のホームの状況を知らせる為、ホームページの充実、SNS 等による情報開示と情報発信に取り組む。